

事務連絡
平成27年2月19日

都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
常務理事 松崎宏則

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の改訂について

平素は、当協会の事業運営等につきまして種々御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、トラック運送業における荷主、元請事業者、下請事業者間の取引の適正化を図るため、下請代金支払遅延等防止法及び独占禁止法物流特殊指定の法律による規制に加えて、平成20年3月14日に「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を公表しております。

そこで、今般、更なる適正取引の推進を図るため、トラック運送事業者の負担となっている手待ち時間の改善等について記述を行うなど、平成27年2月12日に改訂が行われました。

つきましては、改訂されたガイドラインについて、国土交通省ホームページに掲載されておりますので、下記のとおりご案内申し上げます。

■主な改訂事項

- ・ガイドライン全般について、望ましい取引実例等を拡充
- ・運賃の設定について、運送委託者が運送受託者との十分な協議をせず、一方的に単価を据え置く等、下請法等関係法令上問題となる取引に関する留意点等を記載
- ・付帯作業の項目について、「発荷主」「着荷主」の文言を盛り込み、既存項目内での内容を拡充
- ・書面の交付、作成、保存について、書面化推進ガイドライン等を踏まえた適正取引の推進について記載
- ・手待ち時間の改善について、着荷主の役割を含めた改善項目等について新たに記載

■国土交通省ホームページ掲載先

トラック輸送適正取引推進相談窓口

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html

◇本件問い合わせ先
(公社)全日本トラック協会 企画部
小山・小川・本間・津村
電話:03-3354-1037 FAX:03-3354-1019

項目	意見の概要	GL反映
ガイドライン全体	<p>立場の弱い受注者(多層構造での下請事業者等)がどのように改善(適正運賃收受)を達成できたのかがわかる実例を充実させるべき。</p>	<p>望ましい取引実例拡充(全体)</p>
運賃の設定	<p>運送受託者(下請事業者等)が運送委託者(元請事業者等)に対して、一定の条件(燃料価格が上昇する等)の下で、燃料サーチャージを導入要請した場合に、適正な協議を踏まえ、運送委託者が拒絶した場合には、下請法違反になる可能性があることを追記されたい。(買いたたき)</p>	<p>2. 運賃の設定 ・下請法の留意点等に記載</p>
運賃(代金)の減額	<p>貨物を破損等した場合の強制的な買取りについては、独占禁止法上問題がある可能性があることを追記されたい。</p>	<p>3. 運賃(代金)の減額 ・問題となる類型として記載</p>
運送に係る付帯作業の提供	<p>発荷主・着荷主の庫内での契約に無い作業とし、役務、付帯作業例として下記を追記されたい。 ・庫内の入庫作業やラベル貼り作業 ・商品入れ替え等の出荷準備作業 等</p>	<p>6. 運送に係る付帯作業の提供 ・既存項目内での内容拡充 ・発荷主・着荷主の追記</p>
手待ち時間の改善	<p>手待ち時間の改善においては、着荷主側の設備・人員等の不十分さが長い手待ち時間の主な原因になっている。(慢性化している) 着荷主の役割をもっと重視した記載にするべき。 着荷主側の設備等の改善なく、手待ち時間を減らそうとすると、着荷主が無理な時間設定で到着を求めため、運送受託者の負担が増え、安全が阻害される。</p>	<p>11. 手待ち時間の改善項目 (着荷主含む)追加</p>